

松浦市監査公表第1号
令和元年6月26日

令和元年5月実施令和元年度水産課定期監査の結果に基づき、当該監査の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、改善措置事項を公表します。

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

- 第1. 監査の種類 定期監査
- 第2. 監査の対象 水産課
- 第3. 監査の期間 令和元年5月7日から23日間
- 第4. 監査結果に係る指摘事項に対する改善措置の内容
別紙のとおり

指摘改善報告(水産課)

指摘事項		改善措置
(1) 送文 簿書 発	1. フリクションボールペンを使用しているものがあつた。	ご指摘の件については、ボールペンで修正し、職員に口頭で指導を行いました。今後、文書発送簿記入に使用しないようにいたします。
(2) 簿文 書件 名	1. 処理欄の記載のないものがあつた。	ご指摘の件については、必要事項の記載を行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. フリクションボールペンを使用しているものがあつた。	ご指摘の件については、ボールペンで記入し、職員に口頭で指導を行いました。今後、文書件名簿記入に使用しないようにいたします。
(3) 簿時 間外 勤務 命令	1. 休憩時間の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、原本(人事係保管)への記載及び控えの差替えを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 課長命令印の押印がないものがあつた。	ご指摘の件については、原本(人事係保管)への押印及び控えの差替えを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
(4) 出張 旅費	1. 出張命令書(控)において、備考欄に「居住地の為宿泊料を支給しない」と記入があり、旅費明細欄の宿泊料を記載していないものがあつた。松浦市職員等の旅費に関する条例第26条「旅費の調整」に基づき支給しないことができるが当該根拠規定が明記されていない。	ご指摘の件については、宿泊料及び根拠規定を記入いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	2. 口頭復命をした出張について、出張命令書(控)右下に口頭復命と朱書きしていないものがあつた。	ご指摘の件については、出張命令書(控)右下に口頭復命朱書きを行いました。今後は適正な事務処理に努めます。
	3. 出張復命書において、松浦市役所処務規程に定められた様式を使用していないものが多数あつた。	ご指摘の件については、定められた様式(様式左上 号数の記載あり)使用について徹底し、適正な事務処理に努めます。
	4. 出張復命書の決裁欄において、押印不要欄を空欄としているものが多数あつた。	ご指摘の件については、押印不要欄に斜線を記入しました。今後は適正な事務処理に努めます。
(5) 備品 保管 簿及 び備 品保 管状 況	1. 備品管理システム上、使用不能により廃棄済となっている保管庫において、備品保管簿が原課に残ったままとなっており、現物がなくてもかわらず、廃棄後も物品出納員における照合点検印が保管簿に押印されていた。	ご指摘の件については、備品保管簿を会計課へ返却いたしました。今後はこのようなことがないように十分注意いたします。
	2. 平成28年4月時点で車検が切れていた小型乗用自動車において、備品保管簿に照合点検印が押印されていた。この車の現物を確認したうえで点検印を押印したのか、その時の保管状況はどのようになっていたのか説明されたい。	公用車の現物確認を行い、照合点検印を押印しております。また、保管状況は、市役所敷地内に保管されていることを確認しております。
	3. 前回の定期監査において、消火器の備品シールが備品保管簿に貼付されており、該当する消火器本体に貼付するよう指摘した事項について、改善措置で消火器本体に貼付したとの報告があつていたが、今回再度確認したところ、消火器本体に貼付されていなかった。早急に改善されたい。	前回の定期監査後、該当する消火器の一部について備品シールを貼付いたしました。その後についても、継続して貼付作業を行う予定でしたが、失念してしまい、全てが完了せぬままに報告を行ってまいりました。今回、再度、消火器を確認し、全てに貼付いたしました。今後はこのようなことがないように十分注意いたします。

指摘改善報告(水産課)

指摘事項		改善措置	
(6) 契約事務	委託料	1. 起案用紙に施行年月日欄の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、施行年月日を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
		2. 起案用紙において、押印不要欄を空欄としているものがあつた。	ご指摘の件については、押印不要欄に斜線を記入いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。
	請負工事	3. 清掃業務委託について、業者選定伺、見積徴取伺、予定価格調書の作成、見積結果一覧表の作成がなかつた。また、1者随意契約の理由と業者選定の理由がなかつた。松浦市財務規則及び会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。	ご指摘の件については、松浦市財務会計規則及び会計事務の手引きに基づき適正な事務処理に努めます。
(7) の修繕関係	1. 起案用紙に施行年月日欄の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、施行年月日を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	
	2. 見積依頼の起案用紙に文書件番号の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、文書件番号を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	
(8) 金財政援助団体補助	1. 起案用紙に施行年月日欄の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、施行年月日を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	
(9) 及び公有財産使用許可	1. 起案用紙に施行年月日欄の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、施行年月日を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	
	2. 行政財産目的外使用許可の決裁を受ける際、根拠となる法令及び使用料の算出の根拠となる法令の記載なく起案をしているものがあつた。	ご指摘の件については、財務規則を厳守し、今後、必要な事項を記載し、適正な事務処理に努めます。	
	3. 行政財産目的外使用許可書において、財務規則第110条の使用条件の記載に不備があつた。	ご指摘の件については、財務規則を厳守し、今後、必要な条件を付して許可を行います。	
(10) 子漁業近代化資金利	1. 起案用紙に文書件番号及び施行年月日の記載がないものがあつた。	ご指摘の件については、文書件番号及び施行年月日を記載いたしました。今後は適正な事務処理に努めます。	
(11) その他	1. 平成27年度に実施した定期監査の指摘事項で、松浦市漁港管理条例第3条第1項において、市が管理する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地について、毎年度その維持運営計画を定めると規定されているが、作成されておらず、改善措置報告において平成28年12月までに策定すると回答があつたが、その後においても策定されていなかった。早急に対応されたい。	ご指摘の件については、漁業協同組合の意見を徴し、早急に策定を行います。	